連結総自己資本比率　((ル)／(ヲ))	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1. 「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
4. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
6. 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第二号第204の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本							その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××			××			××								××
剰余金の配当					△××		△××								△××
中間純利益					××		××								××
自己株式の処分						××	××								××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

別紙様式第二号第204の表記載上の注意3中「中間連結会計年度中」を「中間連結会計期間中」に改める。

別紙様式第四号第103を次のように改める。